

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和八年九月八日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和八年二月十二日奈良県指令郡土第四二―二七号

令和八年七月三十日奈良県指令郡土第四二―二七―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和八年八月二十七日郡土第七五二号

公共施設に関する工事の検査済証 令和八年八月二十七日郡土第二七二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市九条町七三八番五、七三八番一四、七三八番一五、七三八番一六、七三八番一七、七三八番一八及び七三八番一九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法華寺町一二二八番地

株式会社ハウスプロジェクト 代表取締役 小田孝洋

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市九条町七三八番五

下水道 大和郡山市九条町七三八番五の一部